

みなし相続財産

民法上の財産・税法上の財産

- 死亡保険金は相続税法条の財産になるけど、民法上の財産にはならない。
- 簡単そうで難しいこの問題、知らないと更に酷いことにもなる。

【答え】

- 民法896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。
- 相続の対象は「被相続人の権利と義務」、
 - 契約者:父(死亡)
 - 被保険者:父(死亡)
 - 保険金受取人:母
 - 上記保険契約では父の契約上の権利は解約返戻金を受取る権利(権利の評価という)のみ。
- 死亡保険金は契約上母が受取る権利があるので、相続によって父の権利を得たわけではない。
- 【相続税法第3条】相続ではなくとも経済上相続と同様の効果があるので相続財産とみなす。

みなし相続財産の注意

- 入院給付金：相続財産（被相続人が生前に受け取る権利があった）
- 死亡保険金：みなし相続財産（契約上の受取人固有の権利）
- 被相続人が借金が財産より多い場合
 - 入院給付金を受け取ったら：借金を相続し返済義務を負う
 - 死亡保険金を受け取り、相続放棄するなら、返済義務はない
- 宅地を相続し小規模宅地の評価減を受けた。
 - 他に財産ない場合遺留分の侵害請求を受ける場合もある
 - 宅地の評価減は相続税法上の取り扱いで民法上の遺留分の計算には無関係。
- 事業承継の相続税の納税猶予を受ける時も、民法の財産額は変わらないので遺留分に注意が必要。
 - この場合、民法特例を利用すると民法上特典がある ※固定合意など

民法の権利・義務

<物件>物権法廷主義

- 所有権・専有権
- 用役権：地上権・永小作権・地役権・入会権
- 担保物権：留置権・先取特権・質権・抵当権
- みなし物権：鉱業権・租鉱権・漁業権・入漁権他

<債権>

- 約定債権：特定物債権・種類債権・金銭債権・利息債権・選択債権
契約上定められた債権（相手側に求める権利）
- 法定債権：事務管理（費用請求権）・不当利得（不当利得返還請求権）・不法行為（損害賠償請求権）
契約が存在しなくても法律で定められ付与された債権

<債務>

- 約定債務：金銭支払・借入返済など
- 偶発性債務：保証人・連帯保証債務
 - 明らかな債務ではないので相続税額は減額できず、納税後支払いが発生する。
 - 最も厄介なもの

一身専属の財産

- 使用貸借契約の借主の地位
 - 親が無料で借家に住んでいて、親が亡くなったら有料となる
- 代理における本人・代理人の地位
 - 親が代理人をして親が亡くなった後の子は代理人ではなくなる
- 雇用契約における使用者・被傭者の地位
 - 使用人が亡くなった後、その子息を引き続き仕事させられない
- 組合契約における組合員の地位
 - 契約という面では全て当たり前を感じるのだが昔はそうだった。ということか